

○須坂市水資源保全条例

昭和59年9月28日条例第27号

須坂市水資源保全条例

須坂市水資源保全条例（昭和49年条例第7号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 削除

第3章 地下水保全地区の指定（第11条—第14条）

第4章 地下水の規制（第15条—第24条）

第5章 雑則（第25条—第30条）

第6章 罰則（第31条・第32条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、市民の生活用水の根源である地下水の枯渇を防止するとともに、これを保護するため水資源の採取の規制に関し必要な事項を定めるものとする。

（基本理念）

第2条 水資源の保護は、市民にとって欠くことのできないものであることにかんがみ、無秩序な地下水の採取を防止し、もって市民の健康で快適な生活環境を確保することを理念とする。

（用語の意義）

第3条 この条例で井戸とは、動力を用いて地下水（温泉法（昭和23年法律第125号）による温泉を除く。以下同じ。）を採取するための施設をいう。

（市の責務）

第4条 市は、水資源を適正に保全するため、総合的な保護施策を講ずるものとする。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、その事業活動の実施に当たって、水資源の貴重なことを認識し、市が行う施策に協力しなければならない。

（市民の責務）

第6条 市民（滞在者を含む。）は、水資源の貴重なことを認識し、市が行う施策に協力しなければならない。

第2章 削除

第7条から第10条まで 削除

第3章 地下水保全地区の指定

（保全地区）

第11条 市長は、地下水を保全するため次条に定める区分により、須坂市地下水保全地区（以下「保全地区」という。）を指定するものとする。

（地区の区分）

第12条 保全地区の区分は、次に掲げるところによる。

- (1) 特別保全地区 地下水のかん養と保護が特に必要な地区
- (2) 普通保全地区 地下水の保護が必要な地区
- (3) その他保全地区 地下水の保護と開発利用の調和を図ることが必要な地区

（地区の指定）

第13条 市長は、保全地区を指定しようとするときは、須坂市環境基本条例（平成9年条例第19号）に規定する須坂市環境審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かななければならない。

（地区の変更、解除等）

第14条 市長は、指定した保全地区について必要があると認めるときは、その区域を変更し、又は指定を解除す

ることができる。

2 前条の規定は、前項の規定による区域の変更又は指定の解除について、準用する。

第4章 地下水の規制

(掘削の許可)

第15条 地下水を採取するため、規則で定める規模の施設（以下「許可施設」という。）を有する井戸を掘削しようとする者は、申請書を提出して市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、規則で定める要件（以下「許可要件」という。）にすべて適合すると認めるときでなければ、前項の許可をしてはならない。

3 第1項の許可には、条件を付することができる。

4 第1項の規定にかかわらず、国及び地方公共団体が同項の規定に該当する行為をしようとするときは、同項の許可を要しない。ただし、国及び地方公共団体は、あらかじめ市長に協議しなければならない。

5 市長は、第1項の許可施設及び第2項の許可要件を定め、変更し、又は廃止しようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。

(適用除外)

第16条 市長は、第15条第2項の規定による許可要件にかかわらず、その地下水にかえて他の水源を確保することが著しく困難であると認めるときに限り、審議会の意見を聴いて許可することができる。

(掘削の届出)

第17条 第15条第1項の規定による許可施設に該当しない施設（以下「届出施設」という。）を有する井戸を掘削しようとする者は、届出書を市長に提出しなければならない。

(完成の届出)

第18条 第15条の規定により許可を受けた者又は第17条の規定により届出が受理された者（以下「採取者」という。）は、井戸が完成したときは、その完成した日から15日以内に届出書を市長に提出しなければならない。

(経過措置)

第19条 地下水採取のため、現に許可施設に該当する井戸を使用している者又は許可施設に該当する井戸を掘削している者（改正前の須坂市水資源保全条例（昭和49年条例第7号。以下「改正前の条例」という。）の規定に基づいて許可を受けた者を除く。）は、この条例施行後6月以内に、届出書を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定により届出た者は、第15条の規定による許可を受けたものとみなす。

(変更の許可等)

第20条 次の各号の一に該当するときは、市長の許可を受けなければならない。

(1) 第15条の規定による許可を受けた者若しくは前条の規定により許可を受けたとみなされた者が、当該井戸を変更しようとするとき。

(2) 動力を用いずに地下水を採取していた者又は届出施設を有する者が許可施設に変更しようとするとき。

2 動力を用いずに地下水を採取していた者が、届出施設に変更しようとするときは、市長に届け出なければならない。

3 前2項の規定は、第15条第1項、第17条及び第18条の規定を準用する。

(氏名等の変更の届出)

第21条 採取者は、氏名（名称）及び住所並びに地下水の用途に変更があったときは、その変更があった日から30日以内に届出書を市長に提出しなければならない。

(承継)

第22条 採取者から許可施設又は届出施設（以下「許可施設等」という。）を譲り受け、又は借り受けた者は、当該許可施設等に係る採取者の地位を承継する。

2 採取者について相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、採取者の地位を承継する。

3 前2項の規定により採取者の地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内に届出書を市長に提出しなければならない。

(許可の失効)

第23条 採取者が、その許可施設を廃止したときは、当該許可施設に係る許可はその効力を失う。

2 採取者は、許可施設等を廃止したときは、その廃止した日から30日以内に届出書を市長に提出して原状に復さなければならない。

(取消し等)

第24条 市長は、偽りその他不正な手段により許可を受けた者に対して、その許可を取り消すことができる。

2 市長は、第15条第1項若しくは第20条第1項の規定による許可を受けないで、又は第15条第3項の規定による条件に違反して井戸の掘削工事、施設の変更工事又は地下水の採取に着手し、又は着手しようとしている者に対して、期限を定めて当該工事若しくは地下水の採取を停止させ、施設を改善させ、又は地下水の採取量を減少させるなど当該違反行為の是正のために必要な措置をとるべきことを命令することができる。

第5章 雑則

(立入調査)

第25条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、職員をして当該土地に立ち入らせ、調査をさせることができる。

2 前項の規定により調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、提示しなければならない。

(勧告)

第26条 市長は、水資源の保全上必要があると認めるときは、井戸の所有者、管理者又は占有者に対し、期限を定めて必要な措置をとるよう勧告することができる。

(措置命令)

第27条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が、当該勧告に係る措置を行わないときは、期限を定めて当該措置をとるべきことを命令することができる。

第28条 削除

(苦情及び紛争の処理)

第29条 地下水の採取に関する苦情のある者又は紛争の当事者は、市長に対し苦情又は紛争のあっせん若しくは調停の申立てをすることができる。

2 市長は、前項の規定による苦情又は紛争について、その適正な解決に努めるものとする。

(補則)

第30条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

第6章 罰則

第31条 第24条第2項及び第27条の規定による命令に違反した者は、10万円以下の罰金に処する。

2 次の各号の一に該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

(1) 第15条第1項の規定による許可を受けないで井戸を掘削した者

(2) 第20条第1項の規定による許可を受けないで井戸又は施設を変更した者

(3) 正当な理由がないのに、第25条の規定による立入調査を拒み、妨げ若しくは忌避した者

第32条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても前条の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、昭和59年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行の際、現に改正前の条例の規定に基づいて許可を受けた井戸については、この条例の規定による許可を受けたものとみなす。

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則(平成8年3月27日条例第1号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成8年10月1日から施行する。

附則(平成9年3月28日条例第19号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。